

## 林地開発許可制度が変わります

問 農林振興課 林務係 ☎0968・34・3111

令和5年4月より、森林を開発して太陽光発電設備を設置する場合、その面積が0.5haを超えるものは、都道府県知事の許可が必要になります。

森林を開発して太陽光発電設備を設置する場合は、これまでは、開発面積が1haを超える場合、林地開発許可が必要でした。これからは、開発面積が0.5haを超える場合、林地開発許可が必要となります。

林地開発許可を取得せずに開発を行った場合には、森林法に基づき、監督処分や罰則が科せられます。

### Q&A

Q：令和5年3月31日までに、立木の伐採に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：開発行為に着手しているとは、土地の形質変更の行為に着手している場合をいい、立木伐採は含まれません。

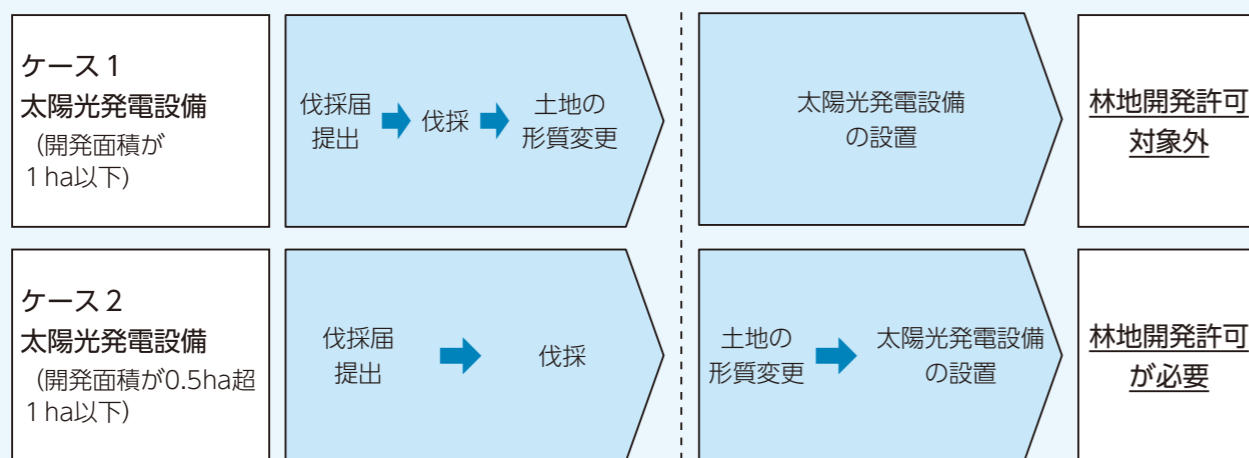
Q：令和5年3月31日までに、少しでも土地の形質変更の行為に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：土地の形質変更に着手している場合でも、その行為が一時的なものに過ぎず、測量や設計などの準備行為を踏まえたものでない場合は、開発行為に着手しているとはみなされません。一方、上記準備行為を踏まえた上で着手している土地の形質変更であれば、その多寡にかかわらず、開発行為に着手しているとみなされます。

Q：開発行為の着手の日はどのように確認されるのですか？

A：基本的には、開発行為者の申告内容（伐採届に記載の着手日、他の法令や条例などに基づく着工届など）により確認を行います。

ただし、申告に基づく着手日に疑義がある場合は、都道府県職員により事業計画や現地の確認などをさせていただくことがあります。



Q：太陽光発電設備（0.3ha）、資材置場（0.6ha）の合計0.9haの開発を計画しているのですが、林地開発許可は必要ですか？

A：資材置場が、太陽光発電設備を設置するために整備するものである場合には、双方の開発を合わせた0.9haが太陽光発電設備に関する開発行為とみなされ、林地開発許可が必要となります。一方、0.6haの開発の目的が太陽光発電設備の設置と関係のない場合には、双方の開発は共に許可を要する規模に満たないため、林地開発許可の対象外となります。

## 熊本県議会議員一般選挙が行われます

問 和水町選挙管理委員会(総務課内) ☎0968・86・5720

任期満了に伴う熊本県議会議員一般選挙が3月31日㊦に告示され、4月9日㊦に投票が行われます。

### 本町で投票ができる人（選挙人名簿登録者）

- ①平成17年4月10日以前に生まれた人
- ②令和4年12月30日までに和水町に住民票が作成された人
- ③公職選挙法第11条、第252条及び政治資金規正法第28条に規定する欠格事項に該当しない人

### 投票所

投票所は、町内9カ所に設置します。今回から、十町地区である第6投票区投票所を橋上公民館に変更しています。投票日当日は、後日、郵送で配付される入場券に記載された投票所で投票をお願いします。

投票区	施設の名称	所在地
第1投票区	和水町役場本庁	和水町江田3886番地
第2投票区	用木公民館	和水町用木1857番地1
第3投票区	高野本村区公民館	和水町高野1863番地
第4投票区	上久井原公民館	和水町久井原2161番地1
第5投票区	下津原西区農業研修館	和水町下津原3379番地
第6投票区	橋上公民館	和水町山十町839番地1
第7投票区	和水町保健センター集団指導室	和水町板楠76番地
第8投票区	和水町スカイドーム2000	和水町大田黒964番地
第9投票区	旧春富小学校体育館	和水町和仁527番地3

### 期日前投票

投票日当日に、仕事、親族の冠婚葬祭、レジャー、買い物、新型コロナウイルス感染への懸念などで直接投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

### 期日前投票所

・本庁 町民ホール ・三加和総合支所 町民相談室

### 期間

4月1日㊦～4月8日㊦の8日間 午前8時30分～午後8時

### 入場券

入場券（ハガキ）は4月1日以降に郵送します。投票される際は、入場券を持参してください。なお、選挙人名簿に登録されていれば、入場券がなくても投票できます。

### 開票

4月9日㊦ 午後8時30分～ 和水町中央公民館

## 移住・定住支援ホームページを開設しました

問 まちづくり推進課 地域振興係 ☎0968・86・5721

移住・定住者に向けたホームページを開設しました。実際に移住された人のインタビューや空き家バンク制度といった移住を検討している人向けの情報のほか、補助金の紹介や子育て支援策などを掲載しています。若者世帯や子どもの増加、地域活性化に向けて様々な情報を発信していきます。



和水町移住定住支援センター



ホームページQRコード